

令和7年4月23日
国土交通省関東地方整備局
総務部
企画部

令和7年4月11日付け指名停止措置に係る補足説明について

関東地方整備局において、日本道路株式会社（所在地 東京都港区）に対して、令和7年4月11日付け指名停止措置を行った事案について補足します。

昨年4月、株式会社 NIPPO が受注した舗装工事において、契約図書と異なるアスファルト合材を使用していた事実が判明し、その後、鹿島道路株式会社においても同様な事案が確認されたことをきっかけとして、国土交通省等において全国調査を実施し、両社に対して令和7年4月11日付け指名停止措置を行いました（措置要領（※） 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）等に該当）。

一方、当該調査の中で、日本道路株式会社が、千葉国道事務所発注の「R3国道6号我孫子（3）地区（その1）電線共同溝工事」において、アスファルト舗装を施工した際、契約図書のとおりアスファルトプラント会社に新規アスファルト合材を発注したにもかかわらず、アスファルトプラント会社の勘違いにより再生アスファルト合材が現場に納品され、日本道路株式会社が納品伝票（再生アスファルト合材と記載）の確認を怠ったため、契約図書と異なる合材（再生アスファルト合材）のまま施工されていたことが判明しました。

このことは措置要領（※）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当することから、日本道路株式会社に対して指名停止措置を行ったものです。

※「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領」をいう。

<参考>

関東地方整備局ホームページ 令和7年4月11日付け「指名停止措置」記者発表資料

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02282.pdf

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

総務部契約課 課長 榎本（内線：2511）

総務部契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

企画部技術調査課 課長 小宮山（内線：3251）

企画部技術調査課 課長補佐 高坂（内線：3252）